

すさみ町国土強靱化地域計画

令和元年12月

和歌山県すさみ町

目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第1節 地域計画の目的	1
第2節 地域計画の役割と位置づけ	1
第3節 計画期間	1
第2章 すさみ町の概要	2
第1節 町の沿革	2
第2節 位置・地勢・気候	2
第3節 人口動態等	3
第4節 産業の特性	5
第5節 まちづくりに向けた住民意向	7
第6節 過去の災害	10
第7節 想定される災害	15
第3章 すさみ町の地域強靱化に向けた基本目標等	22
第1節 目指すべき将来の地域の姿	22
第2節 基本目標	22
第3節 事前に備えるべき目標	22
第4節 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野	23
第5節 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針	24
第4章 施策ごとの推進方針	25
第5章 おわりに	41

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 地域計画の目的

すさみ町は、和歌山県の南西部に位置し、地形的・気象的な特性ゆえに、台風の常襲や暴風雨により幾度かの甚大な被害を受けている。南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）を震源とする地震は、約90年から150年周期で繰り返し発生しており、また、毎年のように台風や豪雨による水害や土砂災害などの発生が懸念されるなど、大規模自然災害等への備えが喫緊の課題となっている。

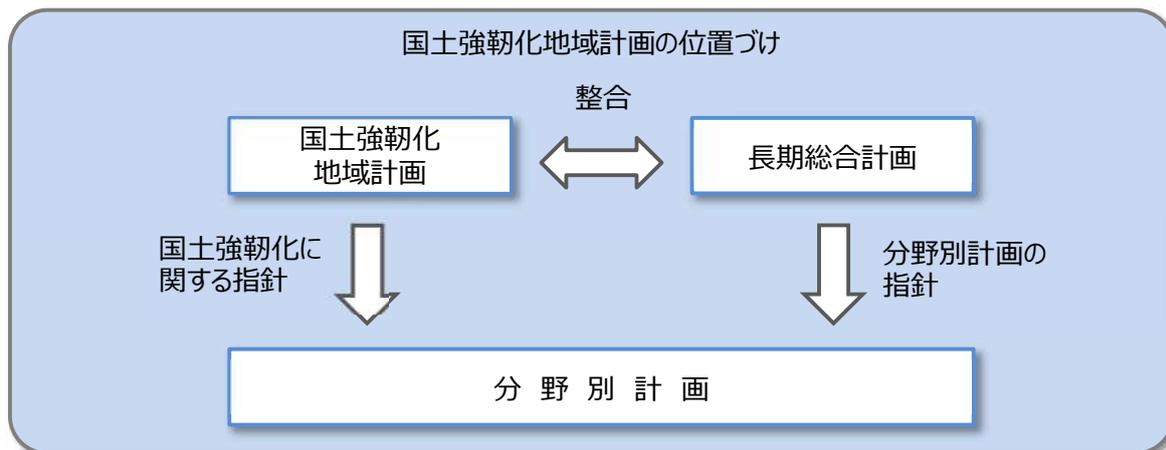
国においては、近い将来発生するとされている南海トラフ沿いで大規模な地震や首都直下地震、火山噴火等などの大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定された。

また、それを受けて平成27年9月には「和歌山県国土強靱化計画」が策定された。

本町でも、今後発生が予測されている南海トラフ地震や大型台風などの各種災害に対して、町民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりを推進するため、すさみ町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

第2節 地域計画の役割と位置づけ

本計画は、強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画に基づくものであり、本町における国土強靱化に関し、長期総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。



第3節 計画期間

本計画では、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、長期総合計画に合わせて令和11年度を目標年次とするが、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

また、本計画に記載する推進方針に係る具体的な事業については、必要に応じて、別途、定めることとする。

第2章 すさみ町の概要

第1節 町の沿革

本州最南端に近く黒潮が岸边を洗うすさみ町は、6世紀代から紀南の拠点であったことが、昭和45年に発掘された「上ミ山古墳」によって裏付けられている。

平安期には、串本町、古座川町とともに牟婁郡三前郷に属し、近世では稲積島が浮かぶ天然の良港周参見湾があり、枯木灘・熊野灘の要港として栄えていた。

江戸時代には紀州藩の直轄地となり、明暦3（1657）年に周参見に設置された口熊野奉行所（後に代官所に改組）の管轄下にあった。東は太田川（那智勝浦町）から西は瀬戸鉛山（白浜町）に至る162カ村、石高2万石の広大な支配体制を持つ、地方政治の中心地として栄えていた。

明治22年4月、町村制施行により藩制時代の村や浦が合併して、周参見村、大都河村、江住村、佐本村が誕生し、大正13年に周参見村は町制を施行して周参見町となった。

昭和30年3月31日、三舞村大字太間川を周参見町に編入し、同時に周参見町、大都河村、佐本町の1町2村が合併し、新しく「すさみ町」が発足した。

昭和31年4月1日、すさみ町大字大鎌を江住村に境界変更し、昭和34年3月25日、江住村を編入合併して現在に至っている。

第2節 位置・地勢・気候

本町は、和歌山県の南西部に位置し、東部を串本町、北東部を古座川町、北部及び北西部を白浜町に接している。町域は東西19.3km、南北15.5kmにわたり、行政区域面積は174.45km²を有している。

紀伊山地、大塔山脈の支脈がさらに細分支して海岸に迫り、林野が町面積の約93%を占め、平野は狭小であるが、約27kmにわたる海岸線は豪壮で風光に恵まれた海岸であり、吉野熊野国立公園の指定を受けている。

主要河川は、周参見川が山間部を蛇行しながら町の中心部を西に向かって流れ太平洋に注ぎ込み、また一方では、佐本川が東に流れ、古座川本流と合流している。

本町が町村合併等により誕生したことから、地理的に海岸地域、山間地域に大別することができる。

海岸地域のうち周参見地域は、周参見川と太間川が合流する河口付近に広がる平地に行政機関や公共的施設が集積し、町の中心地をなしている。口和深、見老津、江住、里野の各地域も比較的平坦で、集落が形成されている。

山間地域では、まとまった平地は少なく、集落及び耕地はそれぞれの河川に沿った山間地の盆地や緩傾斜地に散在している。



地質は、全体として牟婁地帯（新生界）の古第三系に属する牟婁層群に分類され、岩質は砂岩、泥岩の互層が発達したタービダイトからなっている。

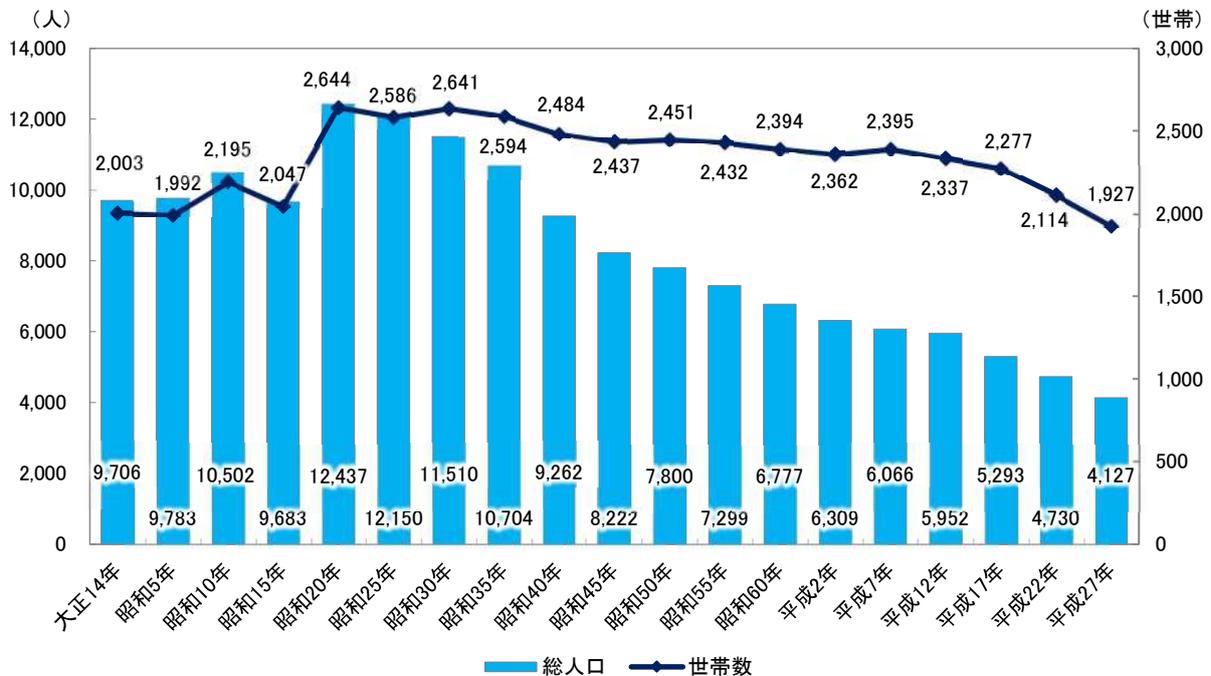
森林土壌は、斜面下部や広い緩傾斜地等は適潤性褐色土壌が分布し、土性は一般に礫質土壌である。

気候は、沖合を流れる黒潮の影響を強く受け、昼夜による気温の変化が少ない温暖な海岸性気候である。年平均気温は約 17℃、年平均湿度は約 70%であり、年間降水量は約 2,500 mmである。夏から秋には高温多湿で降水量が多く、植物の成育に適しており、特に海岸線ではそ菜、園芸、花卉栽培が盛んに行われている。

第3節 人口動態等

①総人口

すさみ町の総人口は、昭和 20 年以降、減少し続けている。それとともに、世帯数も減少している。世帯数の減少数は、人口減少と比べてゆるやかな減少となっている。



②人口構造

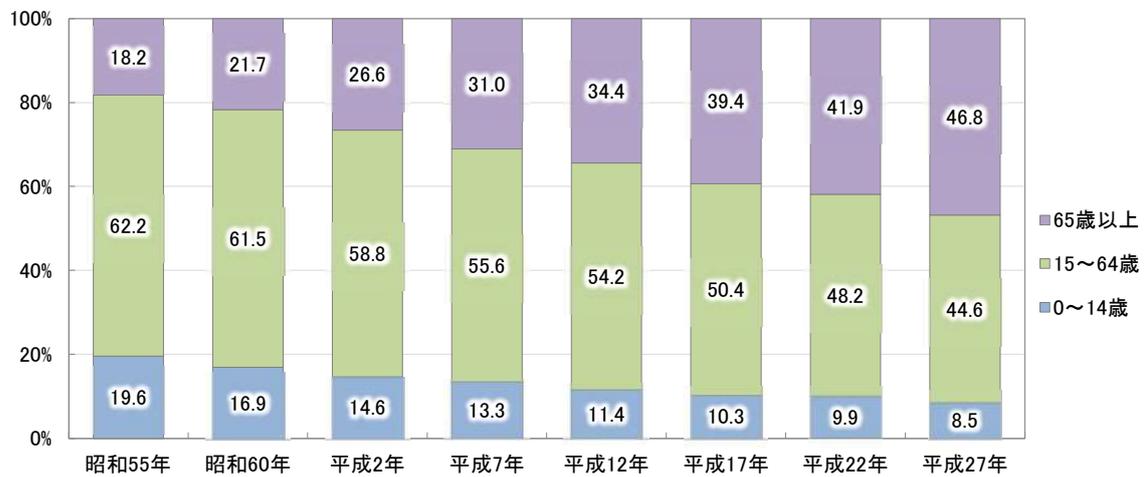
すさみ町では、昭和 60 年に 0～14 歳（以下「年少人口」という。）と 65 歳以上（以下「老年人口」という。）の総数が逆転している。老年人口は昭和 60 年から平成 17 年まで上昇し、平成 22 年に減少へ転じている。15～64 歳（以下「生産年齢人口」という。）、年少人口は総人口とともに減少し続けている。

昭和 60 年で老年人口を支える生産年齢人口の割合は 2.84 人、平成 22 年時点では 1.15 人となり、生産年齢世代への負担が大きくなってきている。

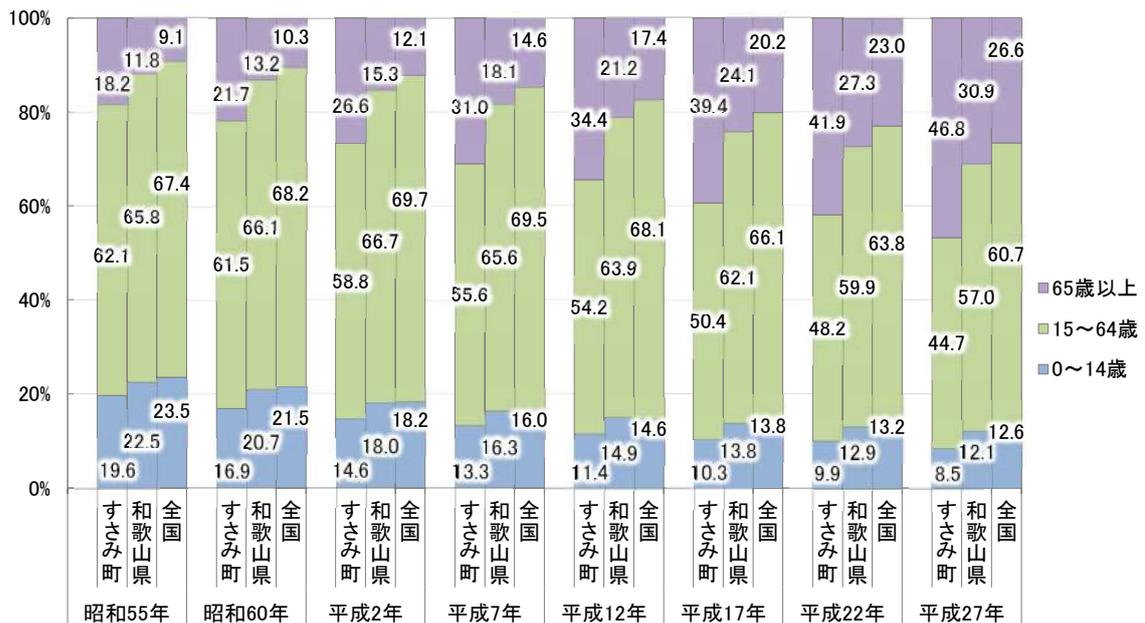
■ 年齢3区分別人口（国勢調査）



■ 年齢3区分別人口割合（国勢調査）



■ 年齢3区分別人口比（国・和歌山県との比較、国勢調査）

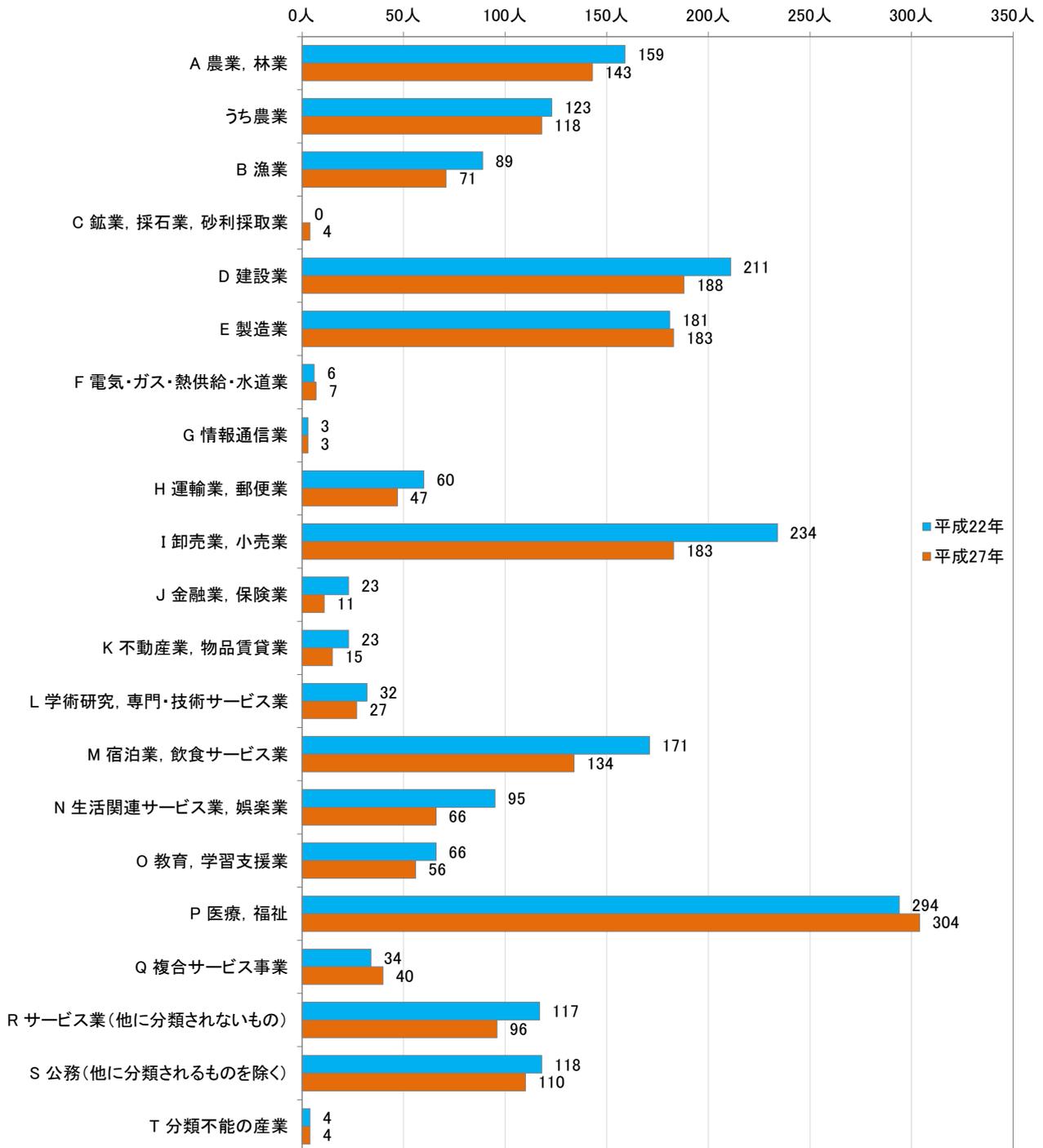


第4節 産業の特性

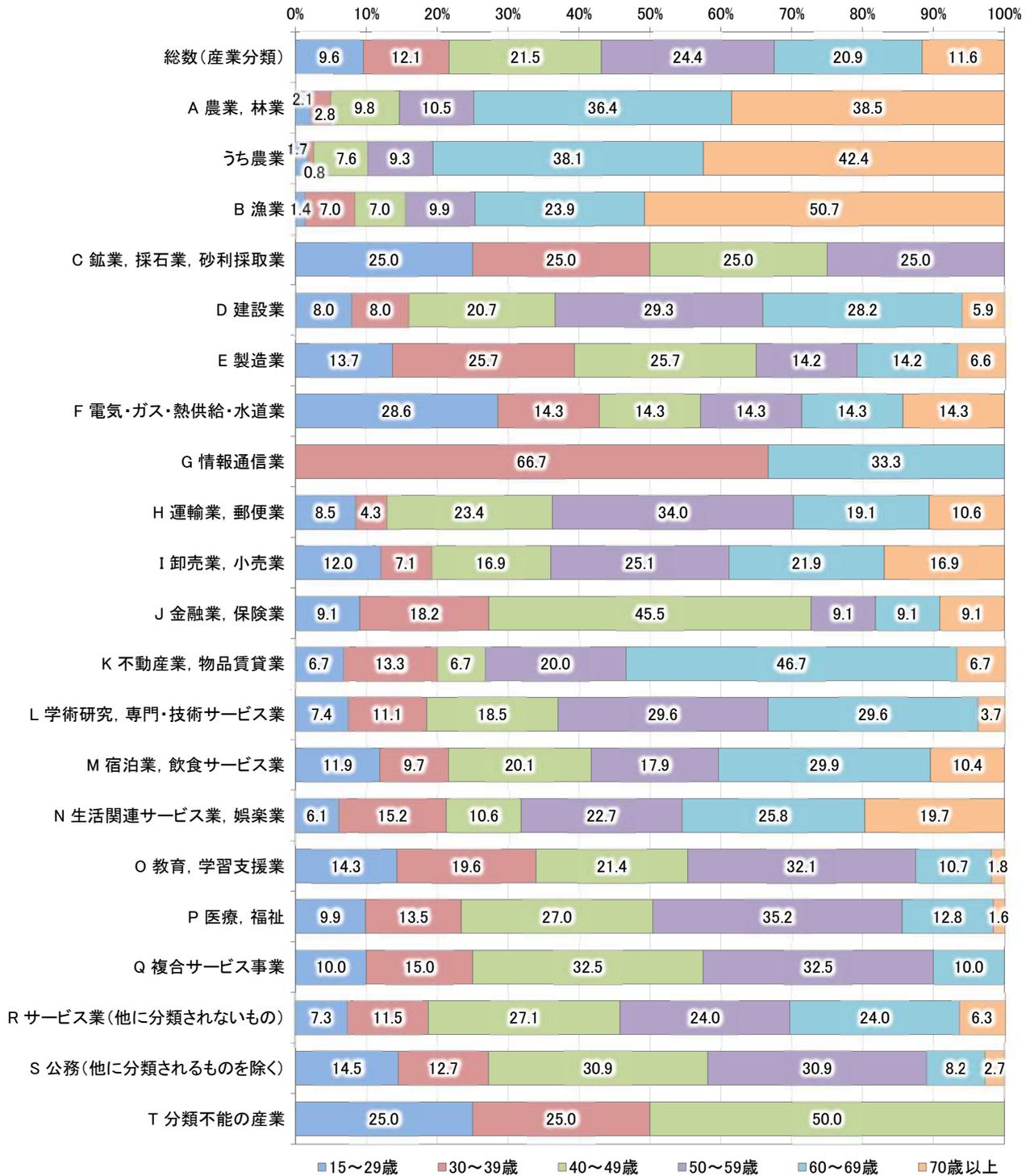
産業別の就業人口をみると、最も就業者数が多いのは「医療、福祉」となっており、次いで、「建設業」、「製造業」、「卸売業、小売業」となっている。本町の主要産業である農業、林業、漁業の就業者数は全体の約13%となっている。

また、年齢階級別産業人口比率をみると、「農業、林業」、「漁業」では60歳以上の比率が約75%となっており、第1次産業への就業者は、他の産業に比べて著しく高齢化が進んでいることから、今後一層の就業者数の減少が懸念されている。

■産業別就業人口（15歳以上）の推移（平成22年、平成27年国勢調査）



■ 年齢階級別産業人口比率（平成27年国勢調査）

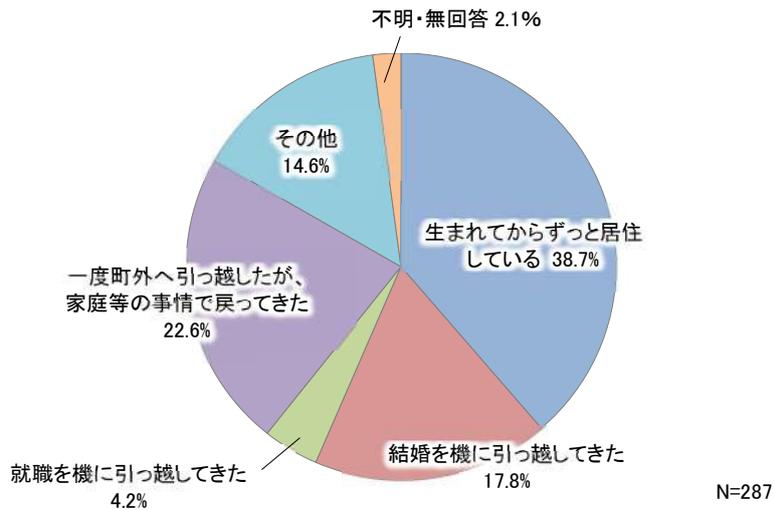


第5節 まちづくりに向けた住民意向

平成 27 年度に、すさみ町総合戦略を策定するにあたり住民意向調査を行い、その結果は次のとおりとなっている。

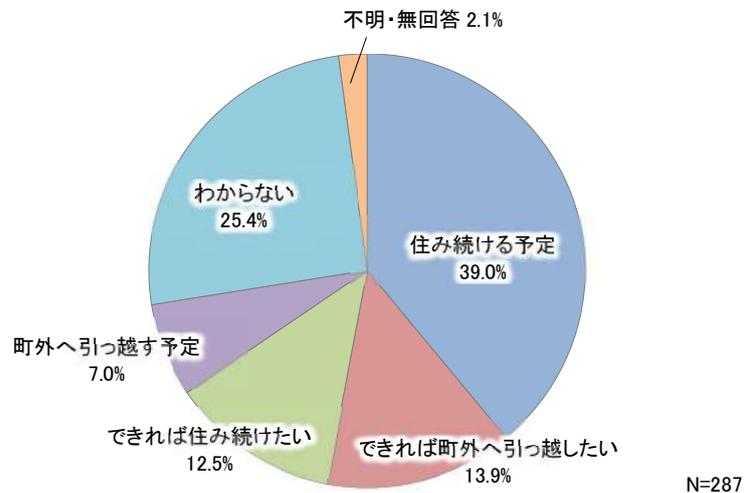
■すさみ町での居住歴について

居住歴をみると、「生まれてからずっと居住している」が 38.7%と一番多くなっている。次いで、「一度町外へ引っ越したが、家庭等の事情で戻ってきた」が 22.6%、「結婚を機に引っ越してきた」が 17.8%、「就職を機に引っ越してきた」が 4.2%と続いている。



■今後のすさみ町での居住意向について

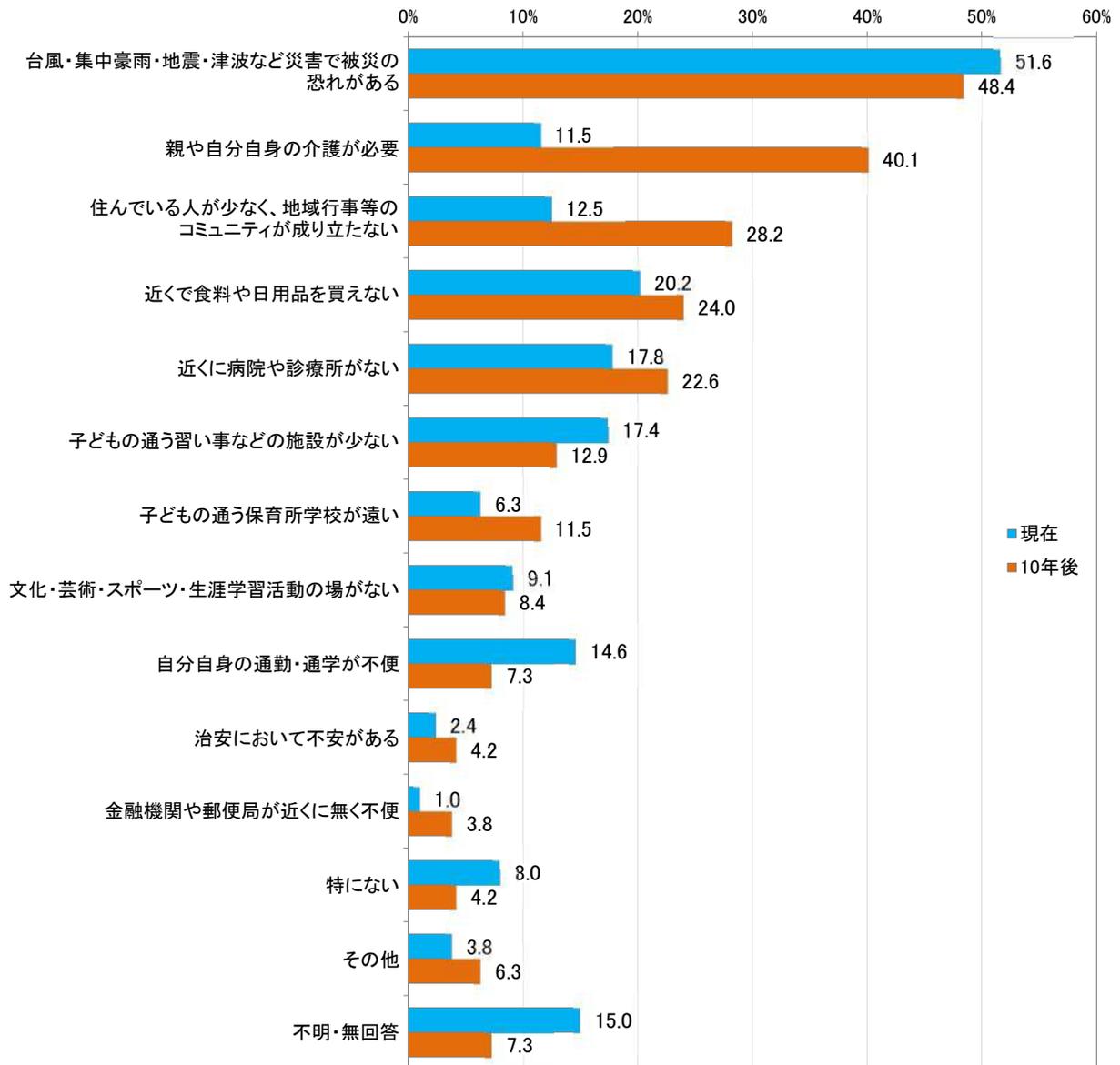
町内に住み続けるかについては、「住み続ける予定」が 39.0%と一番高くなっている。「できれば町外へ引っ越したい」が 13.9%、「できれば住み続けたい」が 12.5%、「町外へ引っ越す予定」が 7.0%、「わからない」が 25.4%となっている。



■ 生活するうえで困りごとや不安なことについて（現在、10年後）

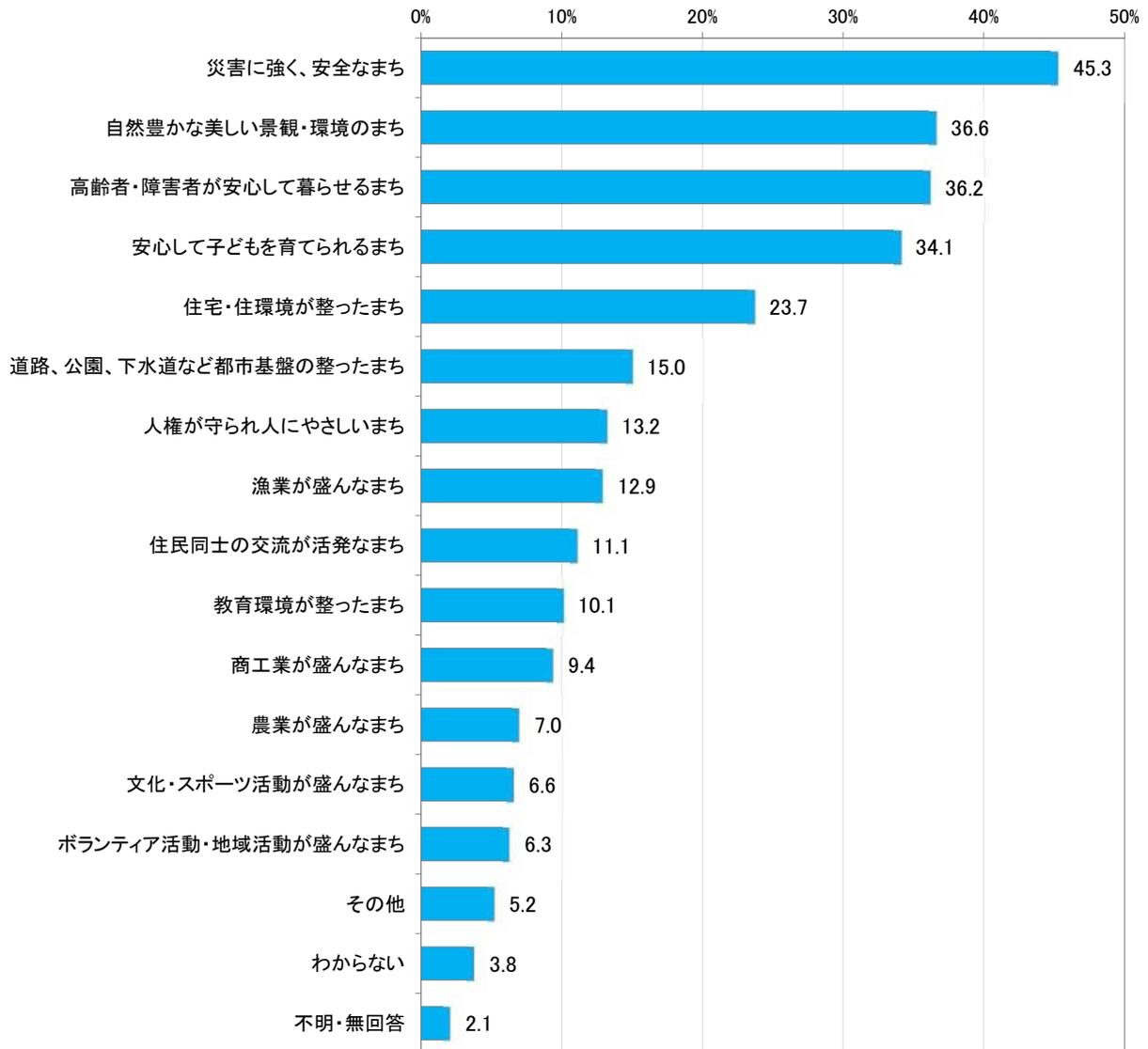
生活上困ることや不安なことについて、現在では「台風・集中豪雨・地震・津波など災害で被災の恐れがある」が51.6%と一番高くなっている。次いで、「近くで食料や日用品を買えない」が20.2%、「近くに病院や診療所がない」が17.8%と続いている。

一方、10年後では「台風・集中豪雨・地震・津波など災害で被災の恐れがある」が48.4%と一番高くなっている。次いで、「親や自分自身の介護が必要」が40.1%、「住んでいる人が少なく、地域行事等のコミュニティが成り立たない」が28.2%と続いている。



■すさみ町がどのような町になれば良いかについて

まちの将来像について「災害に強く、安全なまち」が45.3%と一番高くなっている。次いで、「自然豊かな美しい景観・環境のまち」が36.6%、「高齢者・障害者が安心して暮らせるまち」が36.2%、「安心して子どもを育てられるまち」が34.1%と続いている。



第6節 過去の災害

本町において、気象災害の中で大きな被害を受けたものは、台風および低気圧による強風・大雨によるものが多い。特に台風常襲・多雨地域であるため集中豪雨や高潮により幾度かの甚大な被害を受けている。

地震災害については、南海トラフを震源とする周期的に起こる南海地震等により被害を受けている。これらの震源は海底地震であるため、毎回津波が襲来しており、地震よりも津波による被害が大きくなる傾向にある。

すさみ町における、過去の災害は以下のとおりである。

〈過去の主な気象災害の記録〉

災害発生日	災害種別	災害状況
明治22年8月18～19日 (1889)	暴風雨	暴風雨による大水害で、大きな被害 人畜の被害よりも、田畑の冠水・流出が大きかった
明治26年8月17日 (1893)	台風	台風による暴風雨で、周参見川河口の堤防が決壊、横町に大きな被害 上戸川、佐本川、せどの谷の流域で耕地に被害がでた
大正元年9月22日 (1912)	台風	台風による高潮の被害 平松で青年会館等の建物が流出し、港の船舶が堤防内の稲田へ流れ込むなどの被害がでた
昭和9年9月21日 (1934)	台風	室戸台風により大きな被害 住家の被害や漁船の破損流出が起きた
昭和24年7月5日 (1949)	台風	テラ台風により豪雨、洞谷川の鉄砲水が周参見川の水害を引き起こす 立野口の堤防決壊し、立野田んぼ30余町を冠水
昭和25年9月3日 (1950)	台風	ジェーン台風により暴風雨となり町内全域に大規模な被害
昭和28年6月28日 (1953)	集中豪雨	猛烈な雷雨で周参見川増水、宮の前堤防決壊する その他山崩れにより本城地区に被害
昭和28年7月18日 (1953) 9月25日	集中豪雨 台風	2度にわたる大雨により、床上浸水・農地冠水・道路損壊等の被害を受けた
昭和30年7月23日 (1955)	台風 熱帯低気圧	紀南地方で豪雨、江住で洪水 村内全域の河川、道路、耕地、民家に大被害
昭和33年8月25日 (1958)	台風	台風17号により大きな被害 災害救助法が適用された
昭和34年9月26日 (1959)	台風	伊勢湾台風が本町を通過、大きな被害 災害救助法が適用された
昭和36年9月16日 (1961)	台風	第二室戸台風による大きな被害 災害救助法が適用された
昭和42年10月27日 (1967)	台風	台風34号による被害 周参見中学校周辺を中心に被害が大きかった
昭和57年7月25日 (1982)	集中豪雨	里野地区 床下浸水1戸 入谷地区 床上浸水5戸

《過去の主な気象災害の記録》

災害発生日	災害種別	災 害 状 況
平成 2 年 9 月 1 9 日 (1990)	台風	台風 19 号による被害 本城地区長屋 床下浸水 5 戸
平成 3 年 1 月 4 日 (1991)	崖崩れ	国道 42 号見老津地区内 負傷者 2 名
平成 4 年 5 月 24 日 (1992)	竜巻	上戸川地区 山林 1~1.5ha 倒木
平成 9 年 7 月 26 日 (1997)	台風	台風 9 号による被害 太間地地区 河川の増水による土嚢積みを行う
平成 10 年 9 月 22 日 (1998)	台風	台風 7 号による被害 町内全域 家屋半壊 17 戸屋根損壊等 損壊 337 戸屋根瓦破損
平成 16 年 10 月 20 日 (2004)	台風	台風 23 号 すさみ漁港で西防波堤・平松防波堤損壊、漁船数隻が浸水被害
平成 19 年 7 月 13 日 (2007)	台風	台風 4 号 下地堤防へ土嚢積みを行う 7/14 (18:00) すさみ町災害対策本部設置 7/15 (7:00) すさみ町災害対策本部廃止
平成 20 年 12 月 9 日 (2008)	落雷	竜巻・強風・雷注意報発表中の落雷により、大型共同作業場 2ヶ所に被害
平成 21 年 5 月 28 日 (2009)	暴風	町内本城・石橋地区周辺で、町営住宅・民家屋根損壊
平成 21 年 10 月 7 日 (2009)	台風	台風 18 号 10/7 (19:30) すさみ町災害対策本部設置 下地堤防へ土嚢積みを行う 自主避難 21 世帯 (32 名) 停電 10/7~8 (口和深~里野) 10/8 (13:30) すさみ町災害対策本部廃止
平成 23 年 7 月 19 日 (2011)	台風	台風 6 号 7/19 (14:00) すさみ町災害対策本部設置 下地堤防へ土嚢積みを行う 自主避難 1 世帯 (1 名) 町道沼田谷線路面陥没・沼田谷橋損傷 周参見川右岸 (上坂) の河川護岸破損 町道本家平曲利線土砂崩れ 江住支所前の棧橋 (道路) の一部破損 7/20 (14:00) すさみ町災害対策本部廃止

《過去の主な気象災害の記録》

災害発生日月日	災害種別	災 害 状 況
<p>平成 23 年 9 月 2 日 (2011)</p>  <p>沼田谷橋落橋</p>  <p>遠見橋損傷</p>	<p>台風</p>	<p>台風 12 号 (紀伊半島大水害)</p> <p>9/3 (20 : 30) すさみ町災害対策本部設置</p> <p>(20 : 30) 本城・山崎・平松・沼田谷の各地区に避難勧告発令 (171 世帯・380 人)</p> <p>(21 : 00) 本城・山崎・平松・沼田谷の各地区に避難指示発令 (341 世帯・770 人)</p> <p>(21 : 10) 田中地区に避難指示発令 (110 世帯・251 人)</p> <p>(21 : 55) 大関地地区に避難指示発令 (77 世帯・179 人)</p> <p>9/4 (4 : 00) 各地区の避難指示解除</p> <p>沼田谷橋落橋・沼田谷地区断水</p> <p>県道すさみ古座線 (沼田谷) 路面陥没通行止め</p> <p>太間川・防己・栗垣内・入松・松ノ本の各地区断水</p> <p>遠見橋損傷</p> <p>太間地 1 号橋 (鉄板橋) 崩落</p> <p>床下浸水 (11 戸)</p> <p>(14 : 10) すさみ町災害対策本部廃止</p>

(資料 : すさみ町誌・すさみ町・すさみ消防署)

「過去の主な地震災害の記録」

災害発生日	災害種別	災害状況
宝永4年10月4日 (1707)	宝永東海・南海地震	津波のため溺死者134名(マグニチュード8.4)
嘉永7年11月4日 (1854) 5日	安政東海地震 安政南海地震	町誌に記述はないが、津波が発生しているため被害があったものと思われる(東海地震・南海地震ともに：マグニチュード8.4)
昭和19年12月7日 (1944)	東南海地震	町誌に記述はないが、津波が発生しているため被害があったものと思われる(マグニチュード7.9)
昭和21年12月21日 (1946)	南海地震	大地震が起こり、続いて津波が発生、町内各所に甚大な被害 津波の高さ4m、死者20名を数える (マグニチュード8.0、熊野地方の震度6)
平成7年1月17日 (1995)	兵庫県 南部地震	兵庫県南部において1/17(5:46)マグニチュード7.3の地震発生(阪神・淡路大震災) 応援出動を行う(隊員8名)1/18~22
平成16年9月5日 (2004)	和歌山県 南方沖地震	紀伊半島南東沖において9/5(19:07)マグニチュード7.1の地震発生 9/5(19:15)津波注意報(和歌山県を含む)発表 (21:15)津波注意報解除
平成16年9月5日 (2004)	三重県 東南沖地震	東海沖において9/5(23:57)マグニチュード7.4の地震発生 9/6(0:01)津波注意報(和歌山県を含む)発表 (2:40)津波注意報解除
平成19年1月13日 (2007)	千島列島東方	千島列島東方において1/13(13:23)マグニチュード8.1の地震発生 1/13(13:36)津波注意報(和歌山県を含む)発表 すさみ町で潮位変動確認できず (22:10)津波注意報解除
平成19年8月16日 (2007)	ペルー沿岸	ペルー沿岸において8/16(8:40)マグニチュード8.0の地震発生 8/17(1:04)津波注意報(和歌山県を含む)発表 すさみ町で潮位変動確認できず (13:00)津波注意報解除
平成21年1月4日 (2009)	ニューギニア付近	ニューギニア付近において1/4(4:43)マグニチュード7.6の地震発生 1/4(10:08)津波注意報(和歌山県を含む)発表 (11:20)潮位変動最大31.5cmを目視で確認 (15:45)津波注意報解除
平成21年9月30日 (2009)	サモア諸島	サモア諸島において9/30(2:48)マグニチュード7.9の地震発生 9/30(9:00)津波注意報(和歌山県を含む)発表 すさみ町で潮位変動確認できず (15:00)津波注意報解除
平成22年2月27日 (2010)	チリ中部沿岸	チリ中部沿岸において2/27(15:34)マグニチュード8.8の地震発生 2/28(9:33)津波警報(和歌山県含む)発表 (12:00)避難勧告発令 (16:50)潮位変動最大52.5cmを目視で確認 (23:36)津波注意報発令(切り替え) (23:50)避難勧告解除 3/1(8:40)津波注意報解除

《過去の主な地震災害の記録》

災害発生日	災害種別	災害状況
平成 22 年 12 月 22 日 (2010)	小笠原諸島	父島付近において 12/22 (2:20) マグニチュード 7.4 の地震発生 12/22 (2:30) 津波注意報 (和歌山県含む) 発表 すさみ町で潮位変動確認できず (7:20) 津波注意報解除
平成 23 年 2 月 19 日 (2011)	和歌山県 南方沖	和歌山県南方沖において 2/19 (22:04) マグニチュード 4.0 の地震発生 すさみ町で震度 3 (津波等影響なし)
平成 23 年 2 月 21 日 (2011)	和歌山県北部	和歌山県北部において 2/21 (15:46) マグニチュード 4.8 の地震発生 白浜町日置で震度 4 (津波等影響なし) 田辺市・御坊市などでガラス破損
平成 23 年 3 月 11 日 (2011)	東日本大震災	三陸沖において 3/11 (14:46) マグニチュード 9.0 の地震発生 3/11 (14:56) 津波注意報 (和歌山県含む) 発表 (15:31) 津波警報 (和歌山県含む) 発表 (15:50) 避難勧告発令 (16:05) 避難指示発令 (16:08) 大津波警報発令 (16:20) 潮位変動最大 50 cmを目視で確認 3/12 (08:30) 潮位変動最大 50 cmを目視で確認 (13:50) 津波警報発令 (切り替え) 避難指示から避難勧告へ (20:20) 津波注意報発令 (切り替え) 避難勧告解除 3/13 (17:58) 津波注意報解除

(資料：すさみ町誌・すさみ町・すさみ消防署・気象庁)

第7節 想定される災害

①地震

和歌山県周辺では、近い将来の発生が予想されている東海・東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震のほか中央構造線断層帯等の活動による地震の発生が懸念されている。これらの地震が発生すると、県内に甚大な被害をもたらす、社会生活にも大きな影響を及ぼすことが指摘されている。

地震災害対策の前提とする地震災害の想定については、以下の結果を記載する。

- 海溝型地震：「東海・東南海・南海3連動地震」および「南海トラフ巨大地震」（平成26年3月）
- 活断層型地震：「中央構造線による地震」および「田辺市内陸直下の地震」（平成18年3月）

1. 海溝型地震

(ア) 想定地震

県では、平成26年3月に、約90～150年周期で発生すると想定されているM8クラスの「東海・東南海・南海3連動地震」（以下「3連動地震」）と、数千～万年に1回発生するかどうかと想定されているM9クラスの「南海トラフ巨大地震（以下「巨大地震」）の震度、津波の浸水等を基に、人的被害、建物被害等を取りまとめている。

(イ) 震度・津波予測

地震動等の震度・津波予測は、以下のとおりである。

本町では、最大震度が、3連動地震で6強、巨大地震では7となり、どちらも非常に激しい揺れとなる。また、同時に津波も発生し、3連動地震では10分後に第1波最大津波が、巨大地震では津波高1mが3分後に到達することが想定されている。特に巨大地震においては、広い範囲での浸水が想定されている。どちらの地震においても、地震発生直後に、より高い場所への緊急的な避難が求められる。

<震度・津波予測の概要>

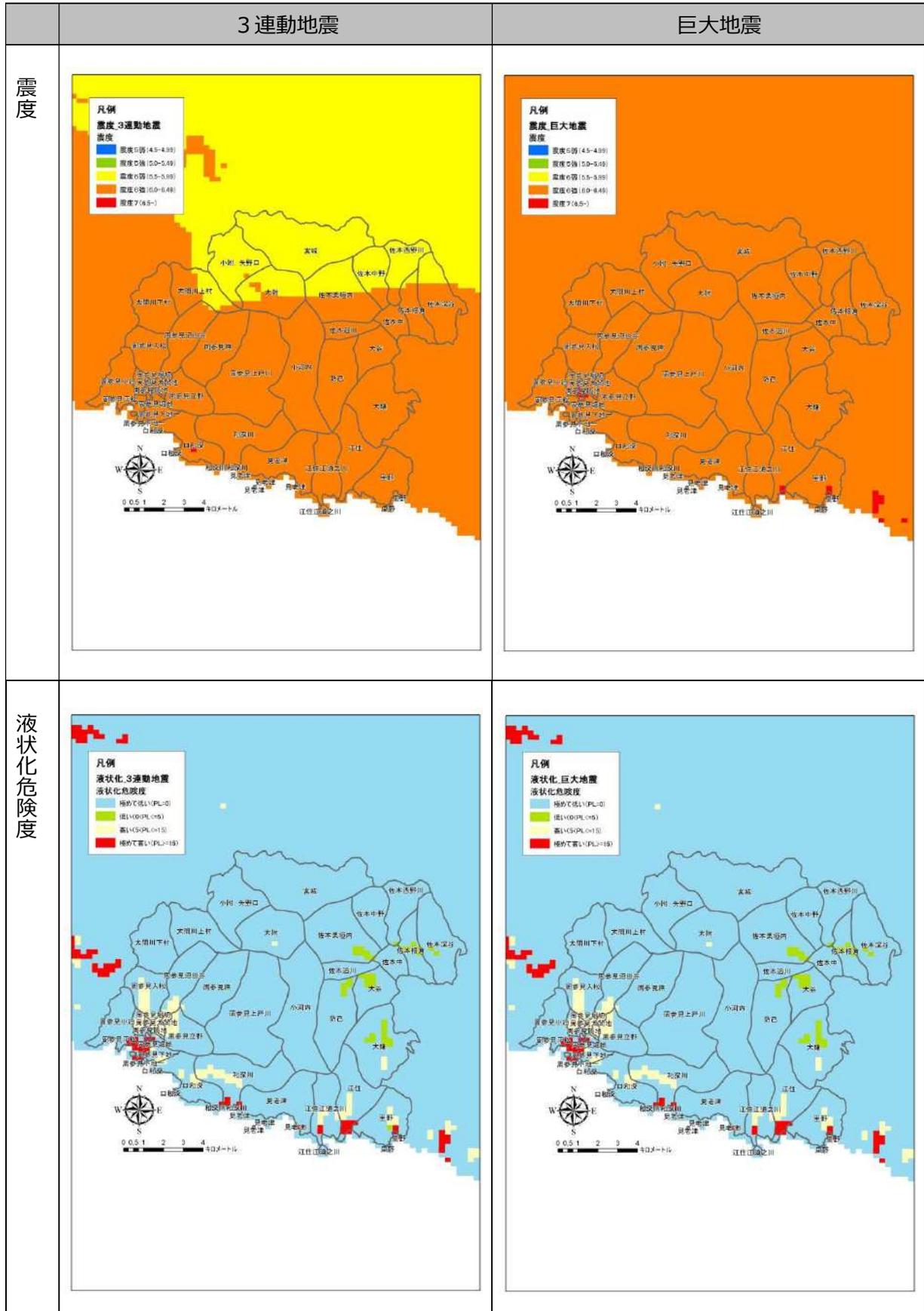
区分	項目	単位	3連動地震	巨大地震
被害概要	地震規模	Mw	8.7	9.1
	最大震度	震度	6強	7
	最大津波高	m	7	19
	平均津波高	m	5	10
	津波浸水面積	ha	150	320
	最短津波到達時間	分	第1波最大津波：10	津波高1m：3

（出典：平成25年 和歌山県の津波浸水想定、平成26年 和歌山県の地震被害想定）

(ウ) 液状化危険度予測

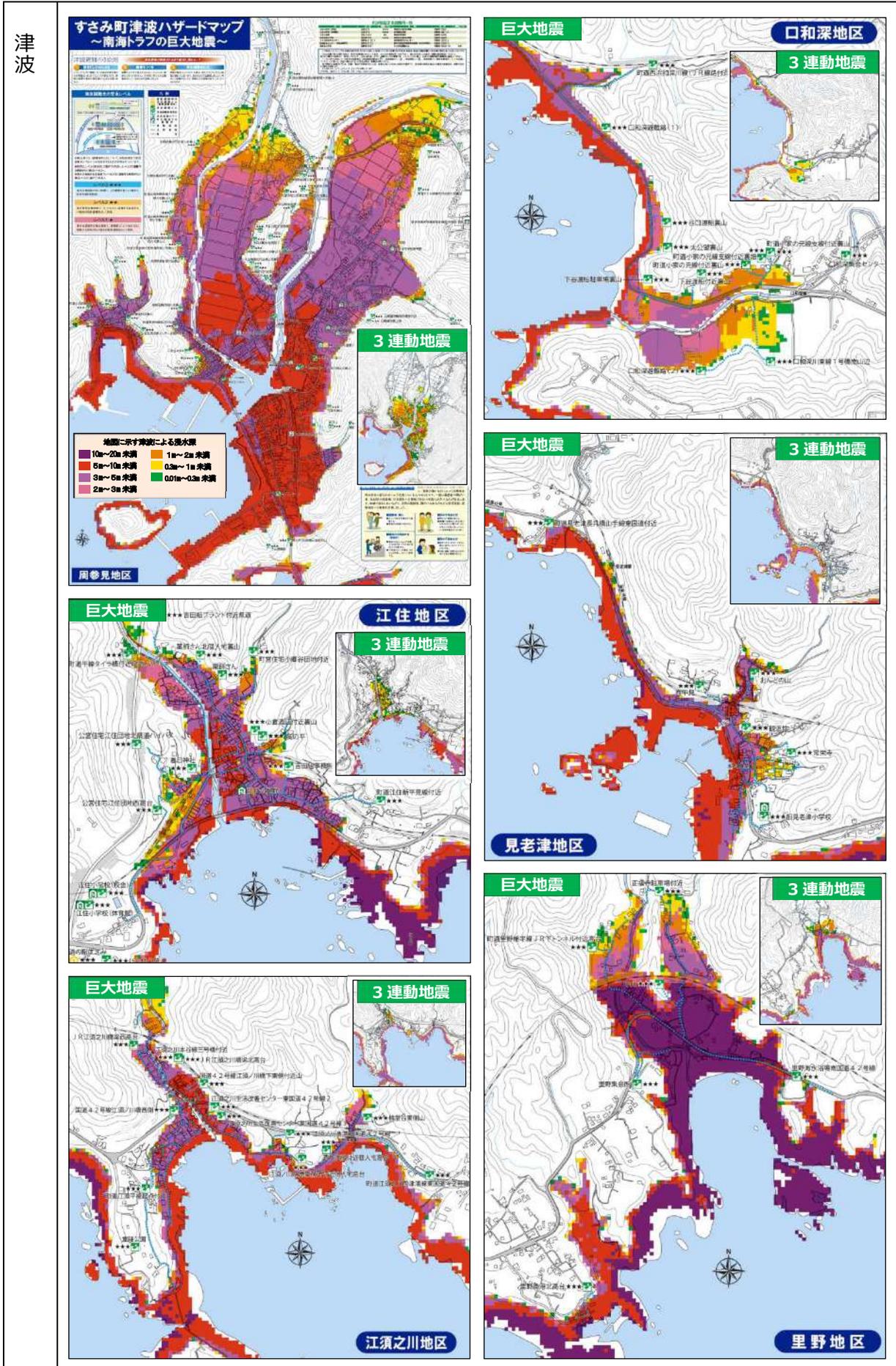
周参見川及び太間川、小規模河川の河口域に広がる扇状地では危険度が極めて高い指数となっている。河口域は津波による浸水も想定されているが、津波浸水想定区域外の河川流域の湿地帯でも危険度が高くなっている。

<海溝型地震による震度・液状化の予測>



(出典：平成 26 年 和歌山県の地震被害想定)

<海溝型地震による津波の予測>



(工) 被害予測

海溝型地震による地震の被害予測の詳細は、以降に示す。なお、地震はいつ発生するかわからないため、季節・時刻・風速等、いくつかのパターンで被害が想定されており、以下の被害が最も大きくなる値を記載している。

海溝型の地震が発生した場合、人的および建物被害として、3連動地震では、死者400人（町の人口4,500人の約9%）、建物全壊・焼失1,000棟（町総棟数3,600棟の約29%）の被害が発生し、巨大地震では死者1,700人（約38%）、建物全壊・焼失2,000棟（約55%）と壊滅的な被害となることが想定されている。

避難所への避難者（1日後）についても、3連動地震で1,800人（発災時人口4,500人の40%）、巨大地震で1,900人（約42%）の発生が想定され、それら避難者に対する安全確保とともに、食料、飲料水、毛布等の配布を行うことが求められる。上記以外にも、ライフライン、インフラ被害が発生し、復旧対応が求められるとともに、災害廃棄物が大量に発生し、その処理も行う必要がある。

<海溝型地震による建物・人的被害>

区分	項目	3連動地震	巨大地震	
建物被害	総棟数	3,600	3,600	
	揺れ等による全壊棟数	830	1,200	
	揺れ等による全壊率	24%	34%	
	津波による全壊棟数	150	760	
	津波による全壊率	5%	22%	
	焼失棟数	22	13	
	焼失率	1%	0%	
	全壊棟数合計	1,000	2,000	
	半壊棟数合計	1,200	830	
	全壊率	29%	55%	
	半壊率	34%	24%	
人的被害	人的被害の合計	人口	4,500	4,500
		死者	400	1,700
		重傷者	130	73
		軽傷者	330	210
		閉込者	12	10
	建物倒壊（震動）による被害	死者	35	39
		重傷者	45	36
		軽傷者	180	140
	建物倒壊（がけ崩れ）による被害	死者	1	1
		重傷者	1	0
		軽傷者	1	0
	津波による被害	死者	370	1,700
		重傷者	76	37
		軽傷者	150	70
	火災による被害	死者	1	1
重傷者		0	0	
軽傷者		0	0	
避難者数	発災時人口	4,500	4,500	
	避難者総数	1日後	2,700	2,900
		1週間後	2,000	2,000
		1ヵ月後	1,600	1,800
	避難所に避難する者	1日後	1,800	1,900
		1週間後	1,500	1,600
		1ヵ月後	460	520
	避難所外生活者	1日後	930	970
		1週間後	450	400
1ヵ月後		1,100	1,300	
帰宅困難者	帰宅者総数 a		3,400	
	域内帰宅者 b		2,700	
	域外帰宅者	総数 c		630
		鉄道・バス利用者 d		83
		自動車・二輪車利用者 e		480
		自転車利用者・徒歩 f		76
	徒歩代替者 g		0	
	帰宅困難者 h		560	

(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

＜海溝型地震によるライフライン被害＞

区分	項目	3連動地震	巨大地震	
上水道被害	管延長km	50.5	50.5	
	管被害箇所数	200	250	
	被害率箇所/km	3.96	4.78	
	水道人口	4,400	4,400	
	断水人口	発災直後	4,400	4,400
		1日後	4,200	4,200
		1週間後	2,100	2,100
		1ヶ月後	0	0
	断水率	発災直後	100%	100%
		1日後	94%	95%
1週間後		47%	48%	
1ヶ月後		0%	0%	
電力施設被害	需要家軒数	3,600	3,600	
	被災軒数	1,000	2,000	
	停電軒数	発災直後	123300 (全県)	399100 (全県)
		1日後	81	1,600
		4日後	46	1,600
		1週間後	24	1,600
	停電率	発災直後	28% (全県)	100% (全県)
		1日後	3%	100%
		4日後	2%	100%
		1週間後	1%	100%
通信施設被害	回線数	1,800	1,800	
	固定電話・不通回線数	発災直後	220	1,800
		1日後	130	1,800
		1週間後	61	1,800
		1ヶ月後	17	1,800
	固定電話・不通率	発災直後	12%	100%
		1日後	7%	100%
		1週間後	4%	100%
		1ヶ月後	1%	100%
	携帯電話・不通ランク	発災直後	-	A
1日後		-	A	
1週間後		-	A	
1ヶ月後		-	A	

ランクA： 非常につながりにくい 停電率・不通契約率の少なくとも一方が 50%超

ランクB： つながりにくい 停電率・不通契約率の少なくとも一方が 40%超

ランクC： ややつながりにくい 停電率・不通契約率の少なくとも一方が 30%超

(出典：平成 26 年 和歌山県の地震被害想定)

＜海溝型地震によるインフラ被害＞

区分	項目	3連動地震	巨大地震	
道路施設被害	対象道路延長 (km)	97	97	
	地震被害箇所数	7	6	
	津波被害箇所数	9	30	
鉄道施設被害	津波被害箇所数	8	8	
	対象路線延長 (km)	20	20	
	地震被害箇所数	40	33	
	津波被害箇所数	10	16	
空港施設被害 (ヘリコプター 発着地)	ポート数	7	7	
	揺れ (震度) の大きな箇所	震度 7	0	0
		震度 6 強	7	7
		震度 6 弱	0	0
	津波浸水深30cm以上の箇所	0	1	
	液状化危険度大の箇所	PL値 15~30	0	0
PL値 30~		0	0	

＜海溝型地震によるその他被害＞

区分	項目	3連動地震	巨大地震	
災害廃棄物	災害廃棄物（重量 t）	可燃物	18,000	36,000
		不燃物	54,000	119,000
		合計	71,000	154,000
	災害廃棄物（体積 m3）	可燃物	33,000	64,000
		不燃物	37,000	81,000
		合計	69,000	144,000
津波堆積物体積（m3）		39000～62000	73000～116000	
津波堆積物重量（t）		43000～91000	80000～169000	
必要物資数	1日後～3日後（3日間）	避難所避難者数	1,800	1,900
		食料（食/3日間）	19,200	20,200
		飲料水（リットル/3日間）	37,100	37,500
	4日後～7日後（4日間）	避難所避難者数	1,500	1,600
		食料（食/4日間）	21,400	23,000
		飲料水（リットル/4日間）	43,300	43,800
毛布		3,600	3,800	
要援護者施設等の津波被害	津波浸水深30cm以上	5	12	

（出典：平成 26 年 和歌山県の地震被害想定）

注）季節・時間・風速は、被害が最大となる数値のものを記載している。

2. 活断層型地震

（ア）想定地震

- ・和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下「中央構造線による地震」）
- ・田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下の地震」）

＜活断層型地震の概要＞

地震	中央構造線による地震	田辺市内陸直下の地震
地震の規模 （マグニチュード）	8.0 相当	6.9 相当
震源断層の位置	中央構造線 （淡路島南沖～ 和歌山県・奈良県境付近）	田辺市～本宮町
震源断層の深さ	4～14km	4～12.6km

（イ）震度予測

周参見地域の一部において震度 5 弱～ 5 強が予測されているが、ほとんどの地域で震度 4 と予測されている。

（ウ）液状化危険度予測

町内全域において、ほとんど液状化危険度が高い場所は予測されていない。

（エ）被害予測

建物・人的被害として、中央構造線による地震では全半壊 18 棟、負傷者 2 人、田辺市内陸直下の地震で全半壊 14 棟、負傷者 1 人の発生が想定されている。

（出典：平成 18 年 和歌山県地震被害想定調査）

②風水害・土砂災害

本町の中心部は周参見川と太間川の河口付近に位置し、両河川の流域に人口の大半が居住している。地形を大別すると、周参見地区の平野部地域と佐本地区の山間部地域、太平洋に面する沿岸地域からなり、平野部は比較的標高も低いが、山間部では起伏が多く険しい山岳地形となっている。

水害については、周参見川下流平野部等の低地は洪水氾濫の危険があり、また、土砂災害については、土石流危険渓流や崩壊土砂流出危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所等の指定箇所があり、豪雨等により災害が発生する恐れがある。

③大規模火災

近年では、大規模火災は減少しているが、平成 28 年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災は対岸の火事などではなく、気象条件や出火場所によっては、本町においても木造住宅密集地域で大規模火災の発生が懸念されている。また、本町は総面積の約 9 割が山林であることから、山林火災が発生したときの被害は甚大なものとなることが想定される。

第3章 すさみ町の地域強靱化に向けた基本目標等

第1節 目指すべき将来の地域の姿

すさみ町は、世界遺産熊野古道や南紀熊野ジオパークといった自然資源、永年受け継がれてきた伝統文化など人々を引き寄せる魅力のある町である。また、ブランド化されたケンケン鯉をはじめ、イセエビ、イノブタなど食の特産品が豊富な町でもある。平成27年8月には紀勢自動車道が開通し交通アクセスも便利になり、あわせて開設した道の駅すさみや各種イベントを通して、さらなる人口流入に期待を持てるようになった。

本町は、すべての町民が「住んでよかった」「今後も住み続けたい」と考え、町外の人からは「住んでみたい」「もう一度行きたい」と思っていただけまちづくりをめざしていく。

一方で、本町は和歌山県の南西部に位置し、台風や豪雨による水害や土砂災害に加え、南海トラフの巨大地震や津波などによる被害が想定される地域であることから、本計画が目指すべき地域の姿を次のように定め、その実現を地域強靱化の視点から各施策連携のもとに進めるものとする。

災害への備えを強化し安心して日々の暮らしができる安全なまちづくり

第2節 基本目標

目指すべき将来の地域の姿を踏まえ、地域の強靱化においては、以下の4つを基本目標とする。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に留めること
- 4 町の迅速な復旧復興が図られること

第3節 事前に備えるべき目標

国と県の基本計画を踏まえ、次の8つを事前に備えるべき目標とする。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第4節 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野

起きてはならない最悪の事態に関して1から8までの施策分野を設定し、リスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を各分野に分類した。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
	1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機能の機能不全
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報を必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-5 食糧等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 鉄道・高速道路等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

第5節 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている事前防災、減災対策及び迅速な復旧復興、大規模自然災害等に備えた本町全域にわたる強靱なまちづくりについて、過去の災害から得た教訓を最大限活用しつつ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

地域強靱化の取り組み姿勢

- 1 本町の脆弱性をあらゆる側面から吟味し、効果的な施策の推進
- 2 長期的視野を持った計画的な取組の推進
- 3 広域連携等の強化による、災害時相互応援体制の構築
- 4 社会の力を総合的に踏まえつつ、適正な制度、規制の在り方を見据えた取組の推進

適切な施策の組み合わせ

- 1 防災施設整備等のハード対策と防災教育等のソフト対策を組み合わせ、効率的な施策の推進
- 2 行政と町民がそれぞれ主体的に活動できるような取組の推進
- 3 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時でも有効活用できるよう対策への工夫

効率的な施策の推進

- 1 限られた財源の中、効率的かつ持続可能な財政運営、施策の推進
- 2 既存施設の有効活用や長寿命化など中長期的に費用を削減できる効果的な施策の推進
- 3 民間資金の積極的活用
- 4 施設等の効率的かつ効果的な維持管理
- 5 科学的知見に基づく研究成果の有効活用

地域特性に応じた施策の推進

- 1 人のつながりやコミュニティ機能の向上、強靱化を進める担い手が活動できる環境整備
- 2 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人や観光客等への配慮
- 3 自然との共生、環境との調和と景観の維持への配慮

第4章 施策ごとの推進方針

起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針を以下のとおり設定する。

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

現状・課題等

(建物等倒壊対策)

- 平成 17 年度に住宅の耐震化の補助制度を創設し、現在、耐震診断から耐震補強設計、建替えを含む耐震改修工事に対して助成し、耐震化を促進している。また、平成 25 年度からは耐震診断が義務化された特定建築物（ホテル・旅館等）に対しても県が助成を行っており、民間住宅・建築物の耐震化促進に取り組んでいるところであるが、新たな耐震改修促進計画に基づき、更なる啓発や補助制度の周知に努めるとともに、国に補助制度の拡充を働きかけるなど、住宅・建築物の耐震化率を引き上げる効果的な施策展開が必要である。
- 耐震性のない橋梁、老朽化したトンネル等が存在していることから、その対策を進める必要がある。
- 基準を満たしていないブロック塀等の倒壊により、交通や避難行動の妨げとなる可能性があることから、基準を満たしていないブロック塀等の撤去・補強や改修を促進する必要がある。

※住宅耐震・ブロック塀改修等については、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し事業を推進する。

(火災等への対策)

- 住宅の密集率が高く狭あいな道路が多い沿岸部の市街地は、大規模地震時に建物や塀、電柱等の倒壊等で消防車両の通行が困難となり、火災が延焼する危険性が高いことから、老朽建築物の除去や防火帯機能を有する道路事業等を検討する必要がある。
- 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、市街地等の幹線道路における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化を検討する必要がある。
- 大規模地震発生時は救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、消防団員の充実強化や消防資機材、消防水利の整備を推進する必要がある。
- 延焼出火を防止するため、火災予防・住宅防火対策の広報を行うとともに、防災訓練等の際に防火指導を行い地域住民による初期消火体制を構築していく必要がある。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
住宅・建築物の耐震化	一般住宅の耐震化率（R1=40.3%（推計値））	R10=70.0%
空き家の対策	空き家等対策計画の策定状況（R1=未策定）	R4=策定
消防活動体制の整備	消防団員数（R1=108人/120人） 火災防衛訓練の実施	R5=120人

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災		
現状・課題等		
<p>(施設の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度から耐震診断が義務化された特定建築物（ホテル・旅館等）に対して県が助成を行っており、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化促進に取り組んでいるところであるが、更なる耐震化の啓発や補助制度の周知等が必要である。 <p>(火災対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発生時は救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、消防団員の充実強化や消防資機材、消防水利の整備を推進する必要がある。 ○ 延焼出火を防止するため、火災予防・住宅防火対策の広報を行うとともに、防災訓練等の際に防火指導を行い地域住民による初期消火体制を構築していく必要がある。 ○ 不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適切な維持管理を推進する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
住宅・建築物の耐震化	公共施設・公営住宅の耐震化	施設利用状況、入居率を鑑み、適切に対応する
空き家の対策	空き家等対策計画の策定状況（R1=未策定）	R4=策定
消防活動体制の整備	消防団員数（R1=108人/定員120人） 火災防御訓練の実施	R5=120人

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

現状・課題等

(津波避難対策)

- 津波による被害者ゼロを目指し、東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震の想定に基づく津波ハザードマップを全戸配布し、定期的に津波避難訓練を実施するほか、防災講演会等を開催し、津波避難に対する住民意識の向上を図っている。しかしながら、住民個々の津波避難に対する意識に格差があることから、町津波避難計画に基づく地域ごとの津波避難計画を作成するなど、更なる津波避難意識の向上を図る必要がある。
- 津波からの避難においては、高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な避難行動要支援者対策が重要となる。災害対策基本法の改正に基づき、避難行動要支援者名簿を作成しているが、支援の実効性を高めるため、個別支援計画を作成し、計画に基づいた避難訓練を実施するなど自主防災組織や自治会等との連携し、取り組む必要がある。
- 町外からの来訪者など、土地勘のない人への情報伝達や津波避難支援が課題となっていることから、海拔表示板や津波避難ビル看板、津波避難誘導灯の整備などを行っているが、避難誘導板の整備や県が提供している「逃げナビ」や「和歌山県防災ナビ」などの避難支援アプリの普及啓発を進める必要がある。
- 津波浸水想定エリアには数多くの町が管理運営する公共施設が存在する。施設ごとに避難誘導計画を定め定期的に避難訓練を実施するなど、的確な避難誘導體制を構築する必要がある。
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第7条では、不特定多数の者が出入りする施設を運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた対策計画を作成しなければならないとされている。未作成の事業者等に対し、県との連携により作成を働きかけるとともに、計画に基づく避難訓練の実施等を奨励していく必要がある。
- 地震により建物や塀、電柱等が倒壊し、津波避難行動の支障となるおそれがあることから、老朽空き家やブロック塀の撤去、改良を促進するとともに、避難路となる道路、橋梁の改良や市街地等の幹線道路における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化を検討する必要がある。

(津波防御対策)

- 津波の第1波による浸水を防ぎ、避難時間を確保するため、河川・海岸堤防や海岸保全施設・漁港施設(外郭施設等)のかさ上げや耐震化、越流による倒壊対策が必要である。また、県が実施する「最適な海岸線(防護ライン)の検討」をもとに、必要に応じて津波防護施設の整備促進を働きかけていく必要がある。
- 海岸保全施設の老朽化対策を推進し、施設の機能保全と長寿命化を図る必要がある。

推進方針	指標 (現状値)	指標 (目標値)
津波避難対策	地域ごとの津波避難計画 (R1=0 地区) 南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域数 (R1=2 地区)	R5=17 地区 R3=0 地区
空き家の対策	空き家等対策計画の策定状況 (R1=未策定)	R4=策定
海岸保全の強化	海岸保全施設の長寿命化計画 (R1=0 漁港) 周参見漁港(第2種)の防波堤の耐震化及び対津波堤防化 (R1=0%)	R5=2 漁港 R6=100%

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による洪水被害を未然に防止するため、河川の状態を調査し、河川管理体制を整備すると共に危険箇所改修を進めていく必要がある。 ○ 海岸保全施設の老朽化対策を推進し、施設の機能保全と長寿命化を図る必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
河川等管理体制の強化	河川監視システムの導入（R1=2ヶ所） 洪水・土砂災害ハザードマップの更新（H20作成）	R2=11か所 R3作成
海岸保全の強化	海岸保全施設の長寿命化計画（R1=0漁港）	R5=2漁港

1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 山間地を多く抱え土砂災害危険箇所が多数存在することから、土砂災害警戒区域等の住民周知を進めるとともに、急傾斜地崩壊対策事業などの土砂災害防止対策事業を促進していく必要がある。 ○ 土砂災害危険箇所に立地する指定避難施設が存在することから、避難後の二次災害を防止するため、優先的に土砂災害防止対策事業を実施していく必要がある。 ○ 土砂災害の発生を事前に確知することは困難であることから、大雨等により土砂災害発生の危険性が高まった場合の気象警報等の情報を的確に伝達し、適切な避難行動につながるため、避難勧告等の発令や早期避難情報の運用について、熟練度を向上させるとともに、防災訓練や防災学習会等を通じ早期避難の重要性を啓発していく必要がある。また、防災行政無線設備の適正な維持管理に努め、全世帯への戸別受信機の配付を目指す。 ○ 土石流、地滑り又は河道閉塞によるたん水（天然ダム）を発生原因とする土砂災害の緊迫した危険が予想される場合に必要な調査を的確に実施するため、緊急調査マニュアルを作成する必要がある。 ○ 森林や農地等の適切な保全管理を推進するため、農山村における地域コミュニティの維持・活性化を図り、自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。 ○ 土壌浸食防止、洪水緩和等の森林が持つ国土保全機能を持続的に発揮するため、適正に森林整備を推進する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
土砂災害対策	洪水・土砂災害ハザードマップの更新（H20作成）	R3作成

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

現状・課題等

- 気象警報等や避難勧告等の情報を的確に伝達し、適切な避難行動につなげるため、避難勧告等の発令や早期避難情報の運用について、熟練度を向上させるとともに、防災訓練や防災学習会等を通じ早期避難の重要性を啓発していく必要がある。
- 避難勧告等を発令した際の迅速な避難行動を促すため、消防団（水防団）や自主防災組織との連絡体制を強化するなど、連携強化を図る必要がある。
- 防災行政無線設備の適正な維持管理に努めるとともに、防災行政無線のデジタル化に取り組む必要がある。また、デジタル化後の戸別受信機の取扱いについて、研究、検討していく必要がある。
- 防災行政無線放送を補完し、情報伝達の多重化を図るため、災害情報共有システム（Lアラート）やエリアメール・緊急速報メールの活用など、新たな情報伝達手段の導入を進める必要がある。
- 観光客をはじめとした来訪者は、土地勘がなく災害発生時の避難行動が遅れることがあることから、迅速な避難に資するため、これまで海拔表示板や津波避難ビル看板、津波避難誘導灯などを整備してきたが、より確実な避難誘導につなげるため、避難誘導板の設置を推進するとともに、県が提供している「和歌山県防災ナビ」などの避難支援アプリの普及に努める必要がある。また、増加する外国人観光客等への情報伝達のため、英語版の避難場所マップの提供など、外国語対応の情報ツールの作成を進める必要がある。
- 避難行動要支援者の円滑な避難を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成を進めるとともに、自主防災組織をはじめ関係機関への適切な提供に努める必要がある。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
情報通信体制の整備	防災行政無線のデジタル化（R1=整備中） 防災・災害情報発信の強化（緊急メール）	R2=整備 R2=整備
避難行動要支援者等の対策	避難行動要支援者名簿の作成（H29=作成済）	適時名簿の更新と要支援者を対象とした訓練の実施

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

現状・課題等

（物資等の確保）

- 南海トラフ巨大地震の被害想定を見据えた物資の備蓄を計画的に進める必要がある。また、災害対応にあたる職員用の食料等の備蓄についても検討していく必要がある。
- 食料・飲料水・医薬品等の備蓄について、町・県・民間事業者が連携し計画的に進めるとともに、各家庭や地域での備蓄を促進する必要がある。
- 流通備蓄を進めるため、民間企業との協定締結を推進する必要がある。

（供給手段の確保）

- 町外からの救援物資輸送や復旧活動支援要員の移動を確保するため、近畿自動車道紀勢線の未開通区間の早期整備や2車線区間の4車線化、国道・県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を促進する必要がある。
- 町内幹線道路における代替性確保のための道路ネットワークを構築する必要がある。
- 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要である。特に耐震性のない橋梁の耐震化を促進する必要がある。
- 被災した道路や水道施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。
- 海の物資輸送ルートを確保するため、漁港施設の耐震岸壁の性能を確保する必要がある。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
備蓄物資の確保	非常用食料等の備蓄数 ・食料（R1=12,000食） ・飲料（R1=3,420 ㍗） ・災害用浄水装置（R1=3台） ・毛布（R1=680枚）	R5=20,000食 R5=12,000 ㍗ R5=6台 R5=1,000枚
受援体制の整備	受援計画の策定状況（R1=未策定）	R3=策定
海岸保全の強化	海岸保全施設の長寿命化計画（R1=0漁港）	R5=2漁港

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

現状・課題等		
<p>(孤立防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内幹線道路における代替性確保のための道路ネットワークを構築する必要がある。 ○ 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要である。また、緊急輸送道路等の橋梁耐震化を促進していく必要がある。 ○ 迂回路として活用できる集落間農林道の整備を推進するとともに、老朽化した農林道施設や崩壊の危険性のある法面、路肩の計画的な改修が必要である。 ○ 山腹崩壊による孤立集落の発生を防止するため、山地災害危険地区における治山事業を推進する必要がある。 ○ 河川の氾濫等による集落の孤立を防止するため、準用河川や普通河川の整備を進める必要がある。 ○ 山間地を多く抱え土砂災害危険箇所が多数存在することから、土砂災害警戒区域等の指定促進と住民周知を進めるとともに、急傾斜地崩壊対策事業などの土砂災害防止対策事業を促進していく必要がある。 <p>(孤立解消対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した道路を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。 ○ 孤立集落の状況を収集し、的確な救助救済活動を実施するため、移動系防災行政無線機を配備するなど、無線機の適正な維持管理に努めるとともに、これを用いた通信訓練を継続して実施する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
情報通信体制の整備	衛星携帯電話の配置（R1=1台）	R5=2台

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ地震等大災害では被災地が広範囲に及ぶことから、緊急消防援助隊・自衛隊・警察・海上保安庁・災害派遣医療チーム（DMAT）など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、受援計画の策定や関係機関との実践的訓練を継続して実施する必要がある。 ○ 関係機関からの応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、近畿自動車道紀勢線の未開通区間の早期整備や2車線区間の4車線化、国道・県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を促進する必要がある。 ○ 過疎化や高齢化等により消防団員の確保が困難になりつつあることから、基本団員の確保に努め、消防力の確保を図る必要がある。 ○ 災害発生時の救出・救助活動に必要となる消防資機材の充実が必要である。 ○ 地域の防災力の向上を図るため自主防災組織と消防団の強固な連携活動を推進し、地域全体の協力体制、要配慮者避難・支援体制の構築を進める必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
受援体制の整備	受援計画の策定状況（R1=未策定）	R3=策定
消防活動体制の整備	消防団員数（R1=108人/定員120人） 火災防衛訓練の実施	R5=120人

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護所における医療活動に必要な電源を確保するため、非常用電源設備を整備していく必要がある。 ○ 救急、医療活動に必要な水を確保するため、上水道施設の津波浸水対策や津波の影響を受けない新たな水源の確保、上水道施設の耐震化を進める必要がある。 ○ 町外からの物資輸送や復旧活動支援要員の移動を確保するため、近畿自動車道紀勢線の未開通区間の早期整備や2車線区間の4車線化、国道・県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を促進する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
保健医療対策	町診療所の非常用発電設備の設置 (R1=未設置)	R5=設置
インフラ施設の耐震化	管路の耐震化率（上水道） (R1=13.8%)	R5=20%
	管路の耐震化率（簡易水道） (R1=7.5%)	R5=15%

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間の病院、診療所の耐震化、耐災害性の強化を進める必要がある。 ○ 田辺地方医療対策協議会を設置し、近隣自治体や周辺医療機関と連携のもと、毎年、地域災害医療訓練を実施しているが、被災地外からの医療支援が円滑に受け入れられるよう、訓練を充実させていく必要がある。 ○ 被災地外からのDMATの受入れや医療支援ルート確保のため、近畿自動車道紀勢線の未開通区間の早期整備や2車線区間の4車線化、国道・県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を促進する必要がある。また、橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により道路が寸断する可能性があることから、橋梁耐震化や道路斜面对策を促進する必要がある。 ○ 大規模災害時には多くの負傷者が発生し、治療の優先度判定が重要であり、リーダーとして消防団や自主防災組織に対して緊急度判定による災害時のトリアージ教育を推進するとともに、緊急度判定のための家庭自己判断プロトコル（手順）の冊子を全ての指定避難施設に配置するなど、普及啓発の取組を継続して実施する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
地域防災力の向上	自主防災組織結成率 (R1=100%) 防災学習会の開催	R5=維持

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

現状・課題等

- 浸水時の汚水流入等による伝染病や感染症の発生、拡大を防止するため、消毒薬や動力噴霧器等の資機材の備蓄を推進する。
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、定期予防接種の接種率向上に努めるとともに、避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、消毒薬剤やマスクなどの備蓄を推進する必要がある。
- 各家庭の合併処理浄化槽の整備促進を図る必要がある。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
保健医療対策	感染症等の拡大防止に資する資機材配備状況 ・ 動力噴霧機（R1=0 台） ・ 噴霧器（肩掛け式）（R1=0 台） 感染症等の拡大防止に資する消毒薬剤等の備蓄状況 ・ エタノール（R1=2 ㍓） ・ 塩化ベンザルコニウム（R1=0 ㍓） ・ 次亜塩素酸ナトリウム（R1=0 ㍓）	R4=1 台 R4=2 台 R4=5 ㍓ R4=20 ㍓ R4=10 ㍓

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

現状・課題等

- 救護所における医療活動に必要な電源を確保するため、非常用電源設備を整備していく必要がある。
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、定期予防接種の接種率向上に努めるとともに、避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、消毒薬剤やマスクなどの備蓄を推進する必要がある。
- 食料・飲料水・医薬品等の備蓄について、町・県・民間事業者が連携し計画的に進めるとともに、各家庭での備蓄を促進する必要がある。
- 救急、医療活動に必要な水を確保するため、上水道施設の津波浸水対策や津波の影響を受けない新たな水源の確保、上水道施設の耐震化を進める必要がある。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
保健医療対策	町診療所の非常用発電設備の設置（R1=未設置） 感染症等の拡大防止に資する消毒薬剤等の備蓄状況 ・ エタノール（R1=2 ㍓） ・ 塩化ベンザルコニウム（R1=0 ㍓） ・ 次亜塩素酸ナトリウム（R1=0 ㍓）	R5=設置 R4=5 ㍓ R4=20 ㍓ R4=10 ㍓
備蓄物資の確保	非常用食料等の備蓄数 ・ 食料（R1=12,000 食） ・ 飲料（R1=3,420 ㍓） ・ 災害用浄水装置（R1=3 台） ・ 毛布（R1=680 枚）	R5=20,000 食 R5=12,000 ㍓ R5=6 台 R5=1,000 枚
インフラ施設の耐震化	管路の耐震化率（上水道）（R1=13.8%） 管路の耐震化率（簡易水道）（R1=7.5%）	R5=20% R5=15%

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機能の機能不全		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁舎は、大規模地震の際に津波浸水のおそれがあることから、代替庁舎をすさみ町防災センターとしている。大規模災害時に迅速に活動できるよう業務継続計画（BCP）を策定し、執務場所、人員体制、資機材等の確保について定めておく必要がある。 ○ 職員の災害対応力を向上させるため、災害対策本部設置・運営訓練、災害対応実践訓練など、実践的な訓練を実施していく必要がある。 ○ 大規模災害時の通信手段を確保するため、移動系防災行政無線や衛星携帯電話などの通信機器の更なる整備や適切な保守を実施していく必要がある。 ○ 被災者用の食料備蓄を進めているが、職員用の備蓄を行っていないことから、災害対応職員の食料の確保を検討していく必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
行政機能の確保	業務継続計画の策定状況（R1=未策定） 防災訓練の実施	R3=策定

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力供給停止による通信制限等により被害情報の収集・発信が困難となり、救助、消火活動に支障を来す可能性があることから、消防デジタル無線や簡易デジタル無線のほか、消防団員など個人が所有する通信機器を活用した被害情報の収集体制を構築していく必要がある。 ○ 大規模災害時の通信手段を確保するため、移動系防災行政無線や衛星携帯電話などの通信機器の更なる整備や適切な保守を実施していく必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
情報通信体制の整備	衛星携帯電話の配置（R1=1台）	R5=2台

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報を必要な者に伝達できない事態		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度から21年度にかけて情報通信基盤（CATV）整備事業を実施し、光ケーブルによりテレビ地上デジタル放送やラジオ放送を視聴し、インターネットの超高速通信を利用できる環境を整備しているが、災害等にはCATVを利用できない場合に通信手段が限られるなど、通信格差がある。 ○ 避難勧告等を発令した際の迅速な避難行動を促すため、消防団（水防団）や自主防災組織との連絡体制を強化するなど、連携強化を図る必要がある。 ○ 防災行政無線設備の適正な維持管理に努めるとともに、防災行政無線のデジタル化に取り組む必要がある。また、デジタル化後の戸別受信機の取扱いについて、研究、検討していく必要がある。 ○ 孤立集落の状況を収集し、的確な救助救援活動を実施するため、移動系防災行政無線機を配備するなど、無線機の適正な維持管理に努めるとともに、これを用いた通信訓練を継続して実施する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
情報通信体制の整備	伝送路のループ化（H25=整備済） 防災行政無線のデジタル化（R1=整備中）	R5=維持 R2=整備

5 規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内事業者が業務の継続あるいは早期復旧をするための業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。 ○ 被災後の中小企業等の事業活動の早期復旧を支援するため、国・県と連携した支援施策を検討する必要がある。 ○ 水産物の荷揚げを停滞させないため、漁港施設の岸壁の耐震化を進めていく必要がある。 ○ 道路の寸断等による企業活動の停止を防止するため、紀勢自動車道及び国道・県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を促進する必要がある。 ○ 町内幹線道路の代替性確保のための道路ネットワークを構築する必要がある。 ○ 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要である。また、緊急輸送道路等の橋梁耐震化を促進していく必要がある。 ○ 被災した道路や水道施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
地場産業の振興	事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動の実施	
受援体制の整備	受援計画の策定状況（R1=未策定）	R3=策定

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経済活動に必要な水を確保するため、上水道施設の津波浸水対策や耐震化を進める必要がある。 ○ 町内事業者が業務の継続あるいは早期復旧をするための業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。 ○ 道路の寸断等による企業活動の停止を防止するため、紀勢自動車道及び国道・県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を促進する必要がある。 ○ 町内幹線道路の代替性確保のための道路ネットワークを構築する必要がある。 ○ 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要である。特に耐震性のない橋梁の耐震化を促進する必要がある。 ○ 被災した道路や水道施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
インフラ施設の耐震化	上水道施設の耐震化（R1=未実施）	R4=耐震化
業務継続体制の推進	業務継続計画（BCP）策定に向けた周知	
受援体制の整備	受援計画の策定状況（R1=未策定）	R3=策定

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺に重大な影響を及ぼすおそれのある危険物施設が被災しないよう、現行の耐震基準を満たしていない施設の耐震対策を進める必要がある。 ○ 津波による産業施設の被災を防止するため、河川・海岸堤防や海岸保全施設・漁港施設（外郭施設等）のかさ上げや耐震化、越流による倒壊対策が必要である。また、県が実施する「最適な海岸線（防護ライン）の検討」をもとに、津波防護施設の整備促進を働きかけていく必要がある。 ○ 海岸保全施設の老朽化対策を推進し施設の長寿命化を図る必要がある。 ○ 津波によりプレジャーボートが漂流することで、背後地の被害の拡大につながるおそれがあることから、不法係留船の監視及び強制撤去を含め適正に管理する必要がある。 ○ 有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有できる体制を構築する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
海岸保全の強化	海岸保全施設の長寿命化計画（R1=0 漁港）	R5=2 漁港

5-4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内事業者が事業の継続あるいは早期復旧を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を促進していく必要がある。 ○ 町内金融機関の店舗の耐震化等を促進する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
業務継続体制の推進	業務継続計画（BCP）策定に向けた周知	

5-5 食料等の安定供給の停滞		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時の飲料水を確保するため、上水道施設の津波浸水対策や津波の影響を受けない新たな水源の確保、上水道施設の耐震化を進める必要がある。 ○ 町内事業者が事業の継続あるいは早期復旧を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を促進していく必要がある。 ○ 地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。 ○ 漁港施設の耐震化及び耐津波性能化、かさ上げ等の対策を進める必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
インフラ施設の耐震化	上水道施設の耐震化（R1=未実施）	R4=耐震化
業務継続体制の推進	業務継続計画（BCP）策定に向けた周知	
地域防災力の向上	自主防災組織結成率（R1=100%） 防災研修の開催	R5=維持
海岸保全の強化	海岸保全施設の長寿命化計画（R1=0 漁港）	R5=2 漁港

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺に重大な影響を及ぼすおそれのある危険物施設が被災しないよう、現行の耐震基準を満たしていない施設の耐震対策を進める必要がある。 ○ 津波によるエネルギー供給施設の被災を防止するため、河川・海岸堤防や海岸保全施設・漁港施設（外郭施設等）のかさ上げや耐震化、越流による倒壊対策が必要である。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
危険物施設の安全対策	津波浸水域にある関西電力変電所の津波対策	

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時の飲料水を確保するため、上水道施設の津波浸水対策や津波の影響を受けない新たな水源の確保、上水道施設の耐震化を進める必要がある。 ○ 被災した道路や水道施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。 ○ 河川の増水や土砂災害等により取水・配水施設が損壊するおそれのある施設が存在することから、施設改修を進め機能の維持・安定を図る必要がある。 ○ 大規模災害発生後、水道水の供給を継続しながら、水道機能の回復を図ることができるよう業務継続計画（BCP）を作成する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
インフラ施設の耐震化	管路の耐震化率（上水道）（R1=13.8%） 管路の耐震化率（簡易水道）（R1=7.5%）	R5=20% R5=15%
業務継続体制の整備	業務継続計画の策定状況（R1=未策定）	R4=策定

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時に町外からの救援物資輸送や復旧活動支援要員の移動を確保するため、近畿自動車道紀勢線の未開通区間の早期整備や2車線区間の4車線化、国道・県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を促進する必要がある。 ○ 町内幹線道路の代替性確保のための道路ネットワークを構築する必要がある。 ○ 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要である。また、緊急輸送道路等の橋梁耐震化を促進していく必要がある。 ○ 被災した道路施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。 ○ 迂回路として活用できる集落間農林道の整備を推進するとともに、老朽化した農林道施設や崩壊の危険性のある法面、路肩の計画的な改修が必要である。 ○ 山間地を多く抱え土砂災害危険箇所が多数存在することから、土砂災害による道路の寸断を防止するため、土砂災害警戒区域等の指定促進と急傾斜地崩壊対策事業などの土砂災害防止対策事業を促進していく必要がある。 ○ 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、市街地等の幹線道路における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化を検討する必要がある。 ○ 公共交通事業者との間で、大規模災害発生時等の連絡調整体制が確立されていないことから、早期の運行再開に向けた連絡調整体制を構築していく必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
受援体制の整備	受援計画の策定状況（R1=未策定）	R3=策定

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

現状・課題等

- 住宅の密集率が高く狭い道路が多い沿岸部の市街地は、大規模地震時に建物や塀、電柱等の倒壊、土地の液状化等で消防車両の通行が困難となり、火災が延焼する危険性が高いことから、老朽建築物の除去や防火帯機能を有する道路事業等を検討する必要がある。
- 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、市街地等の幹線道路における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化を検討する必要がある。
- 木造密集地域において、的確な消火活動を実施するため、耐震性防火水槽の整備及び水道管の耐震化により、有効な消防水利となる水源を確保していく必要がある。
- 地域の防災力の向上を図るため、消防団の人員確保や消防団装備の充実強化が必要である。また自主防災組織と消防団の強固な連携活動を推進し、地域全体の協力体制、要配慮者避難・支援体制の構築を進める必要がある。
- 延焼出火を防止するため、火災予防・住宅防火対策の広報を行うとともに、防災訓練等の際に防火指導を行い地域住民による初期消火体制を構築していく必要がある。
- 津波による自動車火災等の発生及びこれによる二次災害も懸念されるなか、国や関係機関等による研究や対策等について情報収集を行い、周知を図っていく必要がある。
- 消火活動が円滑に実施できるよう道路や水道施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
空き家の対策	空き家等対策計画の策定状況（R1=未策定）	R4=策定
消防活動体制の整備	消防団員数（R1=108人/定員120人） 火災防衛訓練の実施	R5=120人
受援体制の整備	受援計画の策定状況（R1=未策定）	R3=策定

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

現状・課題等

- 平成17年度に住宅の耐震化の補助制度を創設し、現在、耐震診断から耐震補強設計、建替えを含む耐震改修工事に対して助成し、耐震化を促進している。また、平成25年度からは耐震診断が義務化された特定建築物（ホテル・旅館等）に対しても県が助成を行っており、民間住宅・建築物の耐震化促進に取り組んでいるところであるが、新たな耐震改修促進計画に基づき、更なる啓発や補助制度の周知に努めるとともに、国に補助制度の拡充を働きかけるなど、住宅・建築物の耐震化率を引き上げる効果的な施策展開が必要である。
- 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、市街地等の幹線道路における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化を検討する必要がある。
- 町内幹線道路の代替性確保のための道路ネットワークを構築する必要がある。
- 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要である。また、緊急輸送道路等の橋梁耐震化を促進していく必要がある。
- 被災した道路施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
住宅・建築物の耐震化	一般住宅の耐震化率（R1=40.3%（推計値））	R10=70.0%

7-3 防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害

現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 山間地を多く抱え土砂災害危険箇所が多数存在することから、土砂災害による河道閉塞を防止するため、土砂災害警戒区域等の指定促進と急傾斜地崩壊対策事業などの土砂災害防止対策事業を促進していく必要がある。 ○ 土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水（天然ダム）を発生原因とする土砂災害の緊迫した危険が予想される場合に必要な調査を的確に実施するため、緊急調査マニュアルを作成する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
土砂災害対策	土砂災害警戒区域等指定状況（591 か所）	啓発

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化等による農村地域の集落機能の低下により、地域の共同活動等に支えられている農地が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用した地域の共同活動を推進していく必要がある。 ○ 林業経営の低迷により森林の荒廃が危惧されることから、これまでも森林伐採後の再造林や広葉樹林化に対する支援を行っているが、適正な森林資源の循環と保全が両立した林業の振興を図るため、更に支援を充実していく必要がある。 ○ 山地災害危険地区における治山施設の整備を進める必要がある。 ○ 山間地を多く抱え土砂災害危険箇所が多数存在することから、土砂災害警戒区域等の指定促進と急傾斜地崩壊対策事業などの土砂災害防止対策事業を促進していく必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
農林業の担い手育成	多面的機能支払交付金事業実施地区（R1=3）	R5=維持
土砂災害対策	土砂災害警戒区域等指定状況（591 か所）	啓発

8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大量に発生すると想定される災害廃棄物の仮置場の候補地について公共用地を選定しているが、最大規模の地震、津波が発生した場合には仮置場が不足する状況であるため、今後も新たな候補地の選定を進めていくとともに、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。 ○ 地震等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民が暴露する危険性があることから、危険性についての啓発を行うとともに、暴露防止に有効なマスクなどの備蓄を推進する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
災害廃棄物対策	災害廃棄物処理計画の策定状況（R1=未策定）	R5=策定

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共インフラの整備、維持・管理及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者が不足しないよう、町内建設業者の育成を図るとともに、若年技術者の入職・育成を進める必要がある。 ○ 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械や仮設資材が不足しないよう、国、県等の関係機関との連携を図り、資機材の保有情報を共有する必要がある。 ○ 道路啓開を迅速に行うため、関係団体と災害時の協力に関する協定を締結しているが、道路啓開用資材置き場の整備を進める必要がある。 ○ 上水道施設の復旧を迅速に行うため、水道事業に関する専門的知識や経験を有する人材を継続的に確保する必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
受援体制の整備	受援計画の策定状況（R1=未策定）	R3=策定

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少や高齢化の進行等により地域コミュニティ機能の低下が懸念されることから、自治会等の活動の活性化を図るとともに、自主防災組織の活動への支援の充実を図る必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
地域防災力の向上	自主防災組織結成率（R1=100%） 防災研修の開催	R5=維持

8-4 鉄道・高速道路等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現状・課題等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町外からの救援物資輸送や復旧活動支援要員の移動を確保するため、近畿自動車道紀勢線の未開通区間の早期整備や2車線区間の4車線化、国道・県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を促進する必要がある。 ○ 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要である。また、緊急輸送道路等の橋梁耐震化を促進していく必要がある。 ○ 津波による基幹インフラの損壊を防止、軽減するため、河川・海岸堤防や海岸保全施設・漁港施設（外郭施設等）のかさ上げや耐震化、越流による倒壊対策が必要である。また、県が実施する「最適な海岸線（防護ライン）の検討」をもとに、津波防護施設の整備促進を働きかけていく必要がある。 		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
海岸保全の強化	海岸保全施設の長寿命化計画（R1=0 漁港）	R5=2 漁港

第5章 おわりに

本計画は、令和12年3月を目標にどのような大規模な自然災害等が起こっても機能不全にならず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために策定したものである。

本計画に基づき重点化・優先順位付けを行いながら計画的に強靱化を推進することで、主に次の効果が考えられる。

① 被害の縮小

発災前における施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域計画を策定し、当該計画に基づく取組みを通して地域が強靱化されれば、大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくする事ができる。

② 施策の円滑な進捗

地域計画の策定、進捗を管理することによって、関係者間の意識の共有や推進力の出現、関係府省庁及び和歌山県の交付金・補助金の活用などにより、各種の施策並びに事業の円滑な進捗を図る事ができる。

③ 地域の持続的な成長

強靱化の推進により地域の災害対応力が高まることにより、住民や民間事業者の地域に対する安心・安全感の高まりが期待され、強靱化で地域を成長させる事ができる。

今後は、計画を実行するとともに進捗管理を行いながら、その時点の状況の変化に整合したものに修正を加えていくものとする。

また、過去の災害から教訓を得て、将来の災害に備えることが重要である。しかしながら、年月が経過し災害への関心が薄れると、同じ過ちを繰り返してしまうおそれがある。そこで災害を知らない世代に過去の教訓を伝え、防災意識をしっかりと持ってもらうことが、自助や共助の実践に繋がり、結果として多くの命を助けることになる。災害に強い地域づくり、ひいては強靱な国づくりに繋げていくため、防災意識を地域に根付かせ、防災文化として醸成していく取り組みを続けていく。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力を頂いた関係者各位に感謝申し上げます。